

「マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の改正（案）」
に関する意見募集について

令和3年10月19日
国土交通省

1. 趣旨

国土交通省では、マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行に伴い、マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針（平成26年国土交通省告示第1137号）等の一部改正を検討しております。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。

お寄せいただいた御意見につきましては、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

2. 意見募集の対象

- ・マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の改正（案）

3. 意見の募集方法

意見募集要領（別添）のとおり実施します。

募集期間は、令和3年10月19日（火）～令和3年11月19日（金）までです。

4. 内容の公開

「マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の改正（案）」は、意見募集と同時に以下により公開します。

○電子政府の窓口（e-Gov）

○窓口（国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付）での配布

(別添)

「マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の改正（案）」 に関する意見募集について

■意見募集対象

- ・マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の改正（案）

■資料入手方法

- (1) 電子政府の窓口（e-Gov）
- (2) 窓口での配布

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付（東京都千代田区霞が関中央合同庁舎3号館2階）

■意見募集期間

令和3年10月19日（火）～令和3年11月19日（金）

■意見送付方法

意見提出様式に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付までご意見を日本語にて送付して下さい（なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）。

- (1) 郵送の場合 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付パブリックコメント担当 宛
（「「マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の改正（案）」に対する意見」と明記して下さい。）
- (2) 電子メールの場合 メールアドレス：hqt-mansion@gxb.mlit.go.jp
（電子メールの題名を「「マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の改正（案）」に対する意見」として下さい。）

■注意事項

- ・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。
- ・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。

(意見提出様式)

国土交通省住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付
パブリックコメント担当 宛

「マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の改正（案）」に関する
意見

氏 名	(フリガナ)
住 所	〒
所 属	(会社名) (部署名)
電 話 番 号	
電子メールアドレス	
ご 意 見	(対象部分：) (ご意見) (理 由)

※「(対象部分：)」欄には、項目番号等を明記願います。